

県所管域（指定都市及び中核市を除く。）

指定障害者支援施設

指定障害福祉サービス事業所

（共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、  
短期入所、重度障害者等包括支援に限る）

指定障害児入所施設

管理者殿

神奈川県福祉子どもみらい局  
福祉部障害サービス課長  
（公印省略）

### 障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業の募集について（通知）

本県の障がい福祉行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国の令和5年度補正予算に係る障害福祉分野のロボット等導入支援事業が実施されることとなりました。

つきましては、次の事業内容等を御確認いただき、事業の活用を希望される施設、事業者等におかれましては、期日までに必要事項を回答してください。

なお、本事業は県で実施を決定したものではなく検討中であることを申し添えます。

#### 1 障害福祉分野のロボット等導入支援事業について

##### (1) 対象施設

障害者支援施設、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、  
重度障害者等包括支援又は障害児入所施設

##### (2) 対象機器の例

移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
移動支援	障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排せつのタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
見守り・コミュニケーション支援	センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
入浴支援	ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

※利用者のプライバシーに配慮されていない監視目的のカメラや、施設・事業所への設置に際し工事を伴う機器、補装具等に相当する機器等は対象外としております。

##### (3) 補助対象となるロボットの要件

## ア 目的要件

日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。

## イ 技術的要件

ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じて動作を行う介護ロボット等）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。

## ウ 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

## (4) 補助割合

国 1/2 県 1/4 事業者負担 1/4

## (5) 導入機器 1 台当たりの補助基準額の上限

### ア 移乗介護、入浴支援

10万円以上100万円以下

### イ 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援

10万円以上30万円以下

## (6) 1 施設・事業所に対する補助基準額の上限

### ア ロボットの導入に伴う経費

(ア) 障害者支援施設：全ての機器の合計額210万円を限度

(イ) グループホーム：全ての機器の合計額150万円を限度

(ウ) その他事業所：全ての機器の合計額120万円を限度

### イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費

障害者支援施設及びグループホーム 750万円

(対象経費)

- ・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）
- ・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）
- ・見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録にシステム連動させるために必要な経費（見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供の記録ソフトウェア（既存のサービスの提供の記録ソフトウェアの改修費用も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）

## 2 応募について

### (1) 回答期日

**令和6年1月26日（金）17時必着**

※書類に不備がある場合、応募を受け付けられない場合があります。

## (2) 回答方法

次により、関係資料を電子メールで提出してください。

<提出資料>

- ・ 02\_【神奈川県】別紙1-2, 1-3 (施設・事業所名) (Excel)  
※カッコ内に施設・事業所名を記載すること
- ・ 製品のカタログ (PDF)
- ・ 見積書 (PDF)

→ 2者以上の業者から徴し、全ての見積書を提出すること。また、原則として、最低価格を提示した業者を選定し、その価格を回答様式に記載すること。

<提出先> [shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp)

※メールの題名に「R5補正\_ロボ\_〇〇 (施設・事業所名)」と記載すること。

**応募を希望される場合は、事前に県障害サービス課にご一報ください。**

## (3) その他要件等

### ア 事務体制等について

○応募締切日までに複数の書類提出が必要になるほか、交付申請や実績報告なども必要になります。その事務量及び迅速な処理が必要になることを予め御承知おきください。

### イ 補助事業の期間について

○県の交付決定後から、事業着手 (契約等) が可能です。

※交付決定前に事業着手することは認められません。

○補助事業の完了 (機器等の導入完了) は原則として令和5年度中とします。  
詳細な導入スケジュールについては応募の段階で個別に相談させていただく場合があります。

### ウ ロボット等の導入効果等の公表について

○本事業によりロボット等を導入した事業者は、実績報告書とは別に、概ね導入3か月後に、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後を比較の上、導入製品の内容や生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について県に報告していただきます。

○また、報告内容について自身のホームページ等で公表していただきます。なお、県においても公表情報について、県HPに掲載します。

### エ 国における優先採択の基準

○国において採択の可否について査定を行う際、以下の事業者による申請について優先的に採択されます。(県では、その他の視点を踏まえた上で、県としての優先順位を決定します)

①生産性向上により超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合には、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申し出た事業所

②応募時において「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定している事業所

## オ 補助対象外とする事業所等について

- 同一法人が運営する既存事業所において、障害者総合支援法第 48 条第 1 項及び児童福祉法第 21 条の 5 の 22 第 1 項に基づく監査を受け、障害者総合支援法第 49 条第 1 項及び第 2 項並びに児童福祉法 21 条の 5 の 23 第 1 項に基づく勧告又は、障害者総合支援法第 50 条第 1 項及び児童福祉法 21 条の 5 の 24 第 1 項に基づく行政処分を受けた法人は、当該勧告等を受けてから 5 年間は補助対象外となります。
- 同一法人が運営する既存事業所について、応募の時点で県障害サービス課監査グループをはじめとする行政機関から虐待認定や書面で指導を受けており改善措置が完了していない場合は、補助対象外となります。

問合せ先

福祉施設グループ 西川、山田、安井

電 話 045-285-0738 (直)

メールアドレス [shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp)